

大学改革について

平成30年5月16日



文部科学省

大学改革の全体像

【現状認識】

- ✓ 第4次産業革命、Society5.0といわれる大きな産業構造、社会構造の変化に対応する教育研究の革新が求められている。
- ✓ 大学への進学率が上昇し続ける中で大学教育レベルについての社会の理解がない。
- ✓ 18歳人口の大幅な減少が予想されている中で大学の数が増加し続け、定員割れの大学が増加している。

【検討の方向性】

大学教育の質の向上

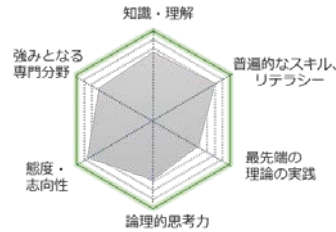
学修の質保証

(学生が身に付けた能力・付加価値の見える化)

- 教学マネジメントに係る指針の策定
- 学修成果の可視化と情報公開

教育機能の充実

- 大学・学部間の教員や授業科目のシェアリング
- 「学位プログラム」導入による学部横断的な教育の実施
- 実務経験を有する教員の登用促進



各大学の役割・機能の明確化

大学として中軸となる「強み」や「特色」をより明確化

<人材養成の3つの観点>

- 世界を牽引する人材
- 高度な教養と専門性を備えた先導的な人材
- 高い実務能力を備えた人材

経営力の強化

大学経営への「学外理事」の活用の促進

- (国立大学)
現在法定されている理事のあり方を検討の上、「学外理事」を任命
- (私立大学)
関係団体が新たに作成予定である自主行動基準(ガバナンス・コード)等において整理

大学の連携・統合等

- 「地域連携プラットフォーム(仮称)」の構築とガイドラインの策定



国公立の枠を超えた連携を可能とする

「大学等連携推進法人(仮称)」

の制度創設を検討

リカレント教育の促進

- 職業実践的な短期プログラムの質保証／対象拡充
- 大学・短大の履修証明制度等の改正

各大学の役割・機能の明確化

【現状認識】

- ✓ 780ある大学がどのような役割や機能があるか、社会からわかりづらい。
- ✓ 自らの「強み」や「特色」が意識されていないため、連携等の役割・機能の強化策がとられていない。

【検討の方向性】

将来の変化を見据え、大学が選択する機能と比重の置き方を見直す ことにより、
自らの強みや独自性を意識した上で、発展の方向性を考えることが重要

人材養成の観点から各機能を集約

各大学としての中軸となる「強み」や「特色」をより明確化

人材養成の3つの観点(イメージ)

	世界を牽引する人材を養成	高度な教養と専門性を備えた 先導的な人材を養成	具体的な職業やスキルを意識した 高い実務能力を備えた人材を養成
人材像	卓越した専門分野の研究に基づき、 俯瞰力や独創力を備えた 我が国と世界を牽引する人材	各専門分野において 高い価値の創出を先導する人材	立地している地域の産業活性化や 個別のニーズにきめ細やかに対応できる 高い実務能力を備えた人材
教育	学部～博士段階の教育が中心	学部～修士段階の 高度専門職業人育成の教育が中心	学部段階の教育が中心
研究	世界的な水準の研究	各分野を先導する研究	立地している地域の課題など 個々のニーズに丁寧に応える研究
連携の効果	学際領域や不足している分野の強化	国際展開や異分野融合の強化	幅広いカリキュラムの提供や 実務経験を持つ教員の確保

※私立大学への支援においては、「私立大学等改革総合支援事業」を展開(平成25年度～)することにより、
多様なメニューを提示し、各大学の自主的な選択による個性化・特色化を促してきたところ

平成31年度より、

私立大学では3つの観点も踏まえつつ、各大学の役割・機能の明確化・特色化を加速する改革を促す

(参考)

第3期中期目標期間における国立大学改革

各大学の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に「**3つの重点支援の枠組み**」を創設

- 重点支援① 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進(55大学)
- 重点支援② 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進(15大学)
- 重点支援③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進(16大学)



各大学の運営費交付金から拠出された金額を評価に基づき重点的支援

重点支援の評価

「戦略」毎に、評価指標(KPI)の達成状況も踏まえた進捗状況を確認
※第3期中期目標期間3年目の平成30年度は、大学が戦略ごとに設定した評価指標(KPI)の進捗状況を中心に評価

● 機能強化を実現するための「ビジョン」、「戦略」及びその達成状況を把握するための「評価指標(KPI)」を各大学が主体的に作成。取組においては、組織整備も含め支援。

● 「戦略」の構想内容や進捗状況、評価指標(KPI)等を対象に、毎年度、外部有識者からの意見を踏まえて評価を行い、運営費交付金予算の重点支援に反映

メリハリある重点支援を通じて、各国立大学が自ら改善・発展するためのPDCAサイクルを一層促進

交付金への反映と情報公開

- 全86大学が策定した296戦略において1,847のKPIが設定され、評価に基づき各大学から係数により拠出された金額の再配分を実施(平成30年度評価に基づく再配分率は77.4%~112.2%)
- 大学の戦略やKPI、KPIごとの基準値や目標値、進捗状況を含めた評価結果を公表

特筆すべき取組事例

三重大学(重点支援①)

(戦略) 研究成果を地域に還元する機能と地域の様々な主体となるハブ機能の強化
(KPI) 県内全ての自治体との協定締結と取組実施状況
(進捗) 県内全市町(29市町)と協定締結し41のプロジェクト実施

九州大学(重点支援③)

(戦略) イノベーション創出と牽引
(KPI) 学内支援体制の強化による共同研究・受託研究の状況
(進捗) 基準値からの147%増の127億円の共同研究等の受入実績額を達成

改革を踏まえた教育組織の見直し事例

宇都宮大学(重点支援①)



地域デザイン科学部設置
(平成28年度)

○ 地域対応力を養う実践的教育プログラムを実施



地域の課題解決に向けて実践的に行動できる能力である地域対応力を養うため、文理の専門領域を超えた学部共通の教育プログラム(ディスカッション、フィールドワーク、プレゼンテーション)

平成22~平成30年度に廃止・転換された学科数は国立全体の43.3%

教育機能の充実

【現状認識】

- ✓ 教員は、同一大学内でも複数学部専任教員となることができず、各大学での学部横断的な教育研究や大学間の教育連携が躊躇される。
- ✓ 全ての科目を自大学で開設するという原則により、教育内容の豊富化や多様な教育ニーズへの対応が進みにくい。
- ✓ 「学部」という「たてわり」組織が前提のため、新たなニーズに対応した学部横断的な教育や、学内外の教育資源の有効活用ができない。
- ✓ 大学教育に参画するだけの教授能力や知見を有する実務家は、数的・時間的にも制約があり、各大学で、職業に必要な実践的な能力を身に付けさせる機会の確保が難しい。

【検討の方向性】

- 教育資源の有効活用と教育内容の豊富化等のための専任教員制度・単位互換制度の在り方を検討。
- 学部等の組織の枠を超えた学ぶ内容を中心とした仕組みへの転換。
- 様々な実務の観点を踏まえた教育改革を促進。

大学・学部間の教員や授業科目のシェアリング

- 教育の質保証を制度的に担保し、教員のエフォート管理の仕組みを構築した上で、教員を一つの学部に関り専任教員とする運用の緩和を検討。
- 単位互換制度の解釈や適切な運用の在り方を明示。

「学位プログラム」導入による学部横断的な教育の実施

- 複数の学部等を設置する大学が、「学部等の組織の枠を超えた学位プログラム」を新たな類型として設置できるよう制度上位置付け。

実務経験を有する教員の登用促進

- 社会の最前線で実務に当たる人材が教員となる場合は、少ない持ち時間であっても専任教員とすることが出来る仕組みを学部段階に導入。

学生が身に付けた能力・付加価値の見える化

【現状認識】

- ✓ 現在の情報公開が義務化されている事項では、大学が実際にどのような教育成果をあげ、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認が十分にできていない。

【検討の方向性】

- 個々の学生の学修成果や各大学の教育成果を、学位を与える課程共通の考え方や尺度に則って評価し、その結果を活用して**教育活動の断の改善を自主的に図るという改革サイクルが回る構造を定着**させることが重要。
- **積極的な情報公開によって社会に対する大学の教育研究活動の説明責任を確保**していくことが必要。

教学マネジメントに係る指針の策定

「教学マネジメント」確立の必要性

《教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例》

- 教育内容の改善
(カリキュラム編成の高度化)
- 教職員の資質の向上
(FD・SDの高度化) 等
- 教育方法の改善
(シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用)

- 教学マネジメントに係る具体的な指針となるものを、中央教育審議会のもとで作成し、各大学へ一括して示す必要。

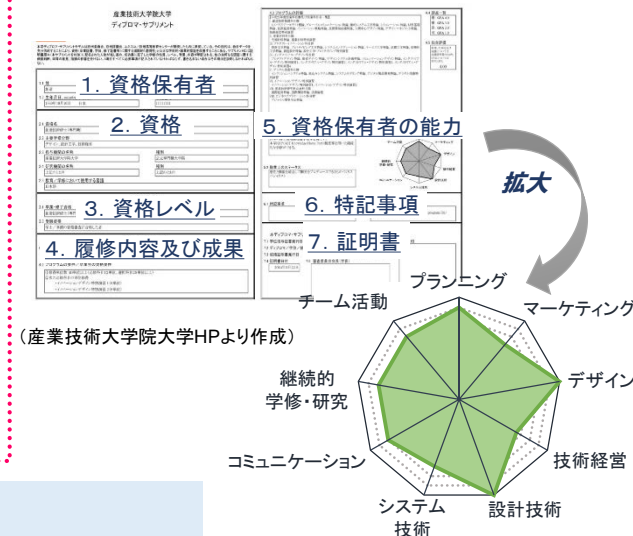
学修成果の可視化と情報公開

情報の「把握」と「公表」の義務付け

《把握・公表すべき情報の例》

- 単位・学位の取得状況
- 卒業後の進路の状況(就職率、就職先等)
- 学修時間
- 学生の成長実感・満足度
- 学生の学修に対する意欲
- 入学者選抜の状況
- 留年率・中退率
- 教員一人当たりの学生数
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況 等

【参考】学生が取得した学位・資格等の学修成果を可視化し、補足する資料(ディプロマ・サブリメント)



全国的な収集・調査

- 大学が把握・公表した情報に関する全国的な収集・調査を行い、情報を整理・比較・一覧化する機能を確保する必要性について議論中。 5

経営力の強化

【現状認識】

- ✓ 多様な人材の活用が進まないため、他の大学や関係する産業界、地域の地方公共団体などとの連携や大学の経営力強化が進まない。

【検討の方向性】

- より客観的・複眼的な外部からの意見を大学運営に一層反映させる。
- 当該法人の役員や職員でない学外の人材を、大学等の業務執行に重要な役割を有する理事として任命し、活用を促す。
- 学外理事に期待する役割を明確化し、それに即した人材として、学外理事を少なくとも複数名置くことを求めていく必要。

(国立大学)

- ◆ 外部人材を理事として任命する際、理事数が法定されていることを踏まえ、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにすること。

(私立大学)

- ◆ 関係団体が自主的に定める自主行動基準(ガバナンス・コード)を通じて、学外理事を少なくとも複数名置くことを促進すること。

国公私を通じた大学の連携・統合等

【現状認識】

- ✓ それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されていない。
- ✓ 国公立の設置者の枠を超えた大学の連携が進まない。

【検討の方向性】

- 「**地域連携プラットフォーム(仮称)**」において議論すべき事項について、「**ガイドライン**」の策定を検討。
- 「**地域連携プラットフォーム(仮称)**」の在り方の一つとして、国公立の枠を超えた連携を可能とする「**大学等連携推進法人(仮称)**」の制度の創設を検討。(※定員割れや赤字経営の大学の救済とにならないよう留意。)

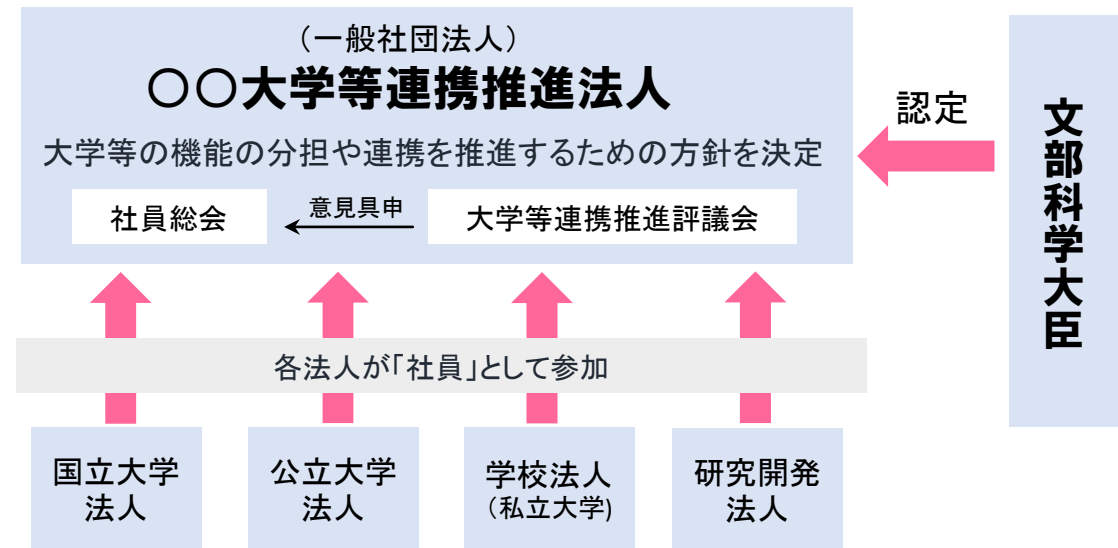


《ガイドラインに盛り込む事項(案)》

- 地域ごとの大学進学率・進学者数等の将来推計
- 地域ごとの特性や産業構造等を踏まえた将来の人材ニーズの見込み
- 将来の人材ニーズに対応した、大学等の規模・分野・配置の在り方(国公立の役割分担、私立大学の公立化の是非の検討等を含む。)
- 国公私の枠組みを超えた連携・統合の可能性
- 卒業生の地元定着を促進するための教育プログラムや産業界とのマッチング
- 18歳学生だけではなく多様な学生の受入れ
- 地域の教育、研究、文化拠点としての役割 等

さらに
発展

大学等連携推進法人(仮称)イメージ



- ✓ 各大学の強みを活かした連携により、地域における高等教育を強化
- ✓ 参加する大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を推進
(教養教育における連携や事務の共同実施、教職員の人事交流などを想定)

設置者ごとの大学の連携・統合等

【現状認識】

- ✓ 連携・統合等を進めるための具体的な仕組みがない。

【検討の方向性】

国立大学の場合

- 国立大学法人法を改正し、一法人の下でスケールメリットを活かしてさらなる学生サービスの改善、教育研究の充実などを可能とする。

新国立大学法人

A大学

B大学

C大学

【参考】名古屋大学の指定国立大学法人構想概要より



新たなマルチ・キャンパス
システムの樹立による持続的発展

07

- ◆ 参加大学の自律性を尊重しながらも、地域の国立大学間の壁を取り払う新たなマルチ・キャンパスシステムを実現

・ 個々の大学の持つ強みに応じた研究拠点形成、教育研究機能強化、公的資金・外部資金の獲得増、国際競争力強化 等



私立大学の場合

- 学校法人が経営状況に応じて、大学間や法人間の連携、統合・合併、撤退等の適切な経営判断が行えるよう以下の取組を推進。

連携・統合の支援

ガバナンスの強化

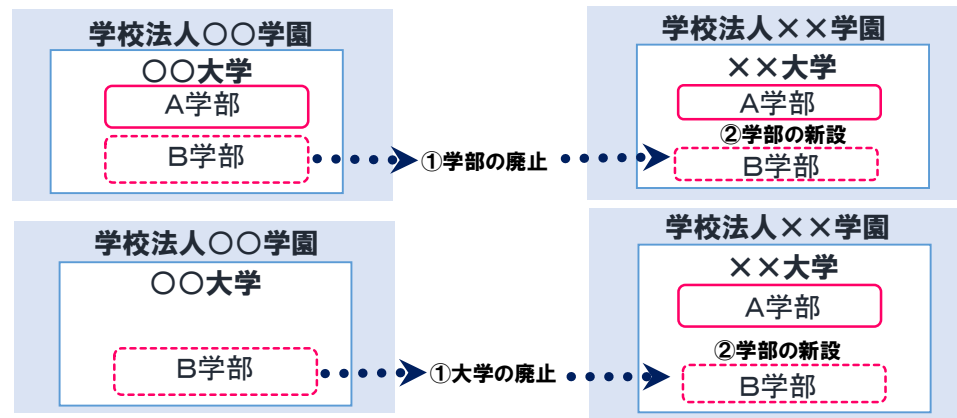
経営指導の強化

情報公開の推進

破綻処理の円滑化

- ✓ 学部単位等での事業譲渡の円滑化
- ✓ 私学事業団等の情報提供機能の強化等により、**強みを生かす自主的再編を促進**
- ✓ 新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善の一層の推進と指導の強化
- ✓ 経営困難な場合に**撤退を含めた早期の経営判断を促す指導の実施**
- ✓ 不適切な清算人の就任の排除など、**破綻手続きの明確化**
- ✓ 学生のセーフティネットの構築

【参考】現行制度における私立大学の学部単位での事業譲渡



リカレント教育の促進

【現状認識】

- ✓ 大学等で学んだ成果が見えにくく、社会や企業等における評価が十分でない。
- ✓ 特に、働きながら学ぶ時間・費用の捻出が困難。
- ✓ 社会や企業等におけるリカレント教育の認知度が低い。

【検討の方向性】

- **学んだ成果の見える化**
＜修得できる知識・技能等、質保証の要件の明確化＞
- **多様かつ魅力的なプログラムの開発を促進するための制度の改善**
 - ① 職業実践的な短期プログラムの質保証と対象拡充
＜プログラム作成への産業界の参画促進などの質保証、短期プログラムの対象化 等＞
 - ② 履修証明制度の見直し、単位累積加算制度の利用促進 等

職業実践的な短期プログラム^(※1)の質保証／対象拡充

- プログラム作成への産業界の参画促進／修得できる知識・技能の内容等の公表推進
➢ 内容・レベルや正規プログラムとの関連等の公表
- 現行の120時間以上から「60時間以上」の短期プログラムを認定対象に

(※1)大学・短大における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定。「正規課程」と「履修証明プログラム」。平成27年度創設。教育訓練給付と連携。(職業実践力育成プログラム)

大学・短大の履修証明制度^(※2)等の改正

- 一定の基準を満たしたものに対する単位への認定・換算等を検討^(※3)
(単位互換制度や単位累積加算制度の柔軟化)
- 現行の120時間以上から「60時間以上」に短縮
(学校教育法施行規則の改正)

(※2)主に社会人を対象とする、正規の課程以外の特別の教育プログラム。修了者には、学校教育法に基づき、「履修証明書」を交付できる。(履修証明プログラム)

(※3)Certificate Policy等によって、当該プログラムの目的・内容、正規課程との関連が明確であること 等